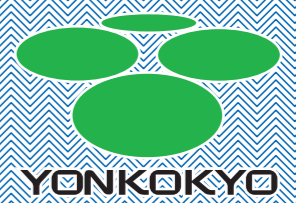
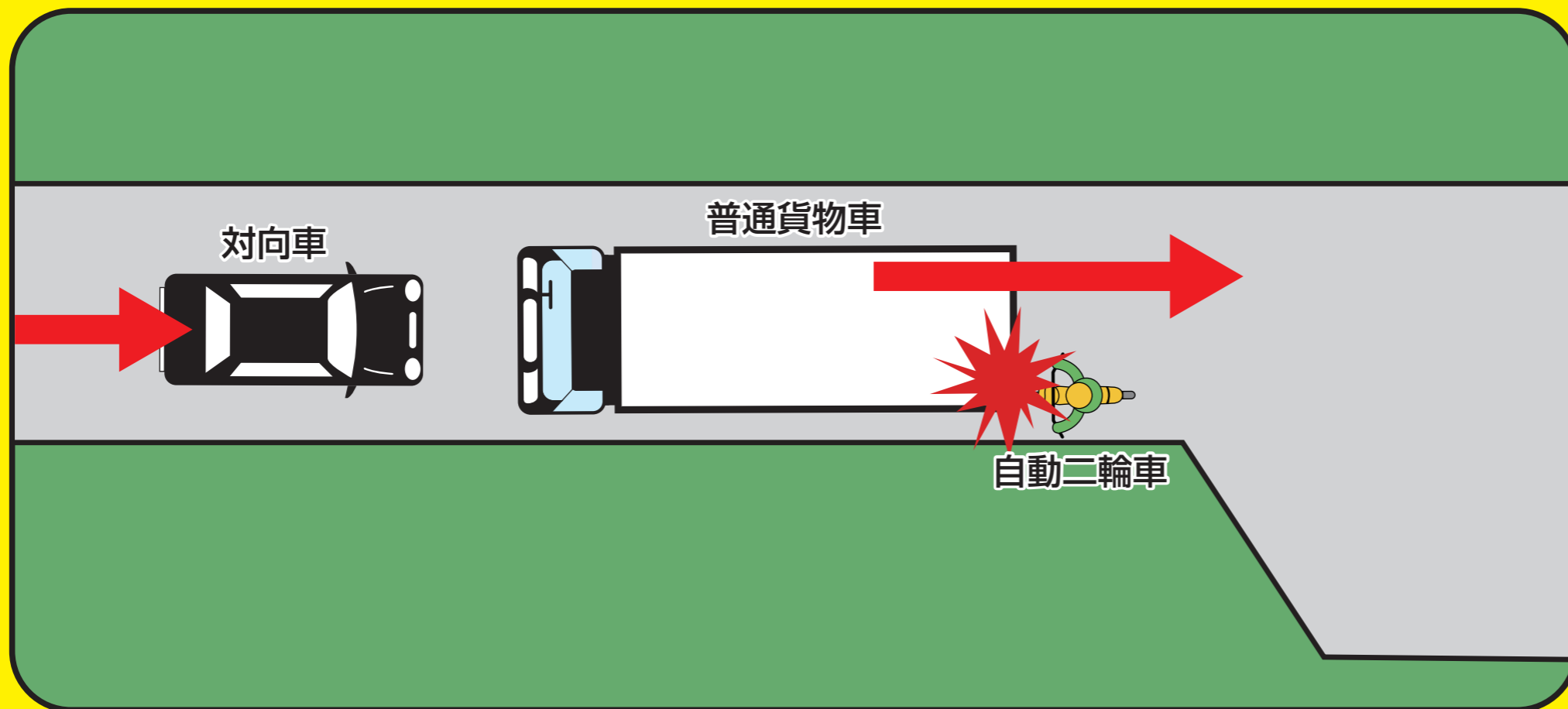


後退時は必ず後方確認を！

～後退は焦らず徐行運転で～



事故事例ニュース

第309号

四国交通共済協同組合
安全対策部
坂出市番の州公園6番6号
(安全対策部直通)
0877-85-7992
電話0877-44-4416(代)

どのような場所か…

狭く対向車が離合できないような単路。

どのような事故か…

普通貨物車が対向車と離合できず、後方の安全確認をせず後退したところ、後方に停車中の自動二輪車に衝突した軽傷人身事故。

原因は…

後方の安全不確認。

この事故を防ぐためには…

狭い道路で対向車が来て、譲り合いの精神で自分が後退することはすばらしいです。しかし、後退時は後方の安全確認を確実にしましょう。特に、子供や自転車など高さの低いものが後方であれば死角に入って見えにくいです。その場合は一旦降車して後方を目視確認しましょう。また、早く後退しなければと焦ることなく、ゆっくり落ち着いて、徐行して後退しましょう。

今回はバックモニターが装備されていませんでした。全国的に同モニターも普及していますが、それでも後退事故は後を絶ちません。バックモニターにも死角があり過信は禁物ですが、十分な活用と目視による確認で事故を防ぎましょう。

《事故防止上の注意点》

事故が起きてから、確認不足を嘆いてもどうすることもできない！

- 確認は自分の目で確実に行う。慎重かつ十分な確認がプロドライバーの運転です。
- 見たけど、見えてなかった・・・ は言い訳です。
- 焦りは禁物、落ち着いて歩く速度（徐行）で後退する。

※国土交通省は令和4年5月から、新車に対して後方カメラとモニターなどで構成する後退時車両直後確認装置の装備を義務付（法改正）

「降りて見る」プロならなくそう バック事故

香川県林田物流(株) 橋本勝仁様